

エコ・パワー株式会社
「猿払村及び浜頓別町における風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成26年5月30日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「猿払村及び浜頓別町における風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道宗谷郡猿払村及び枝幸郡浜頓別町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大250,000kW
(事業実施候補区域5区域合計、1区域あたり最大50,000kW)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 3月 3日
環境大臣意見受理	平成26年 4月18日

問合せ先: 電力安全課 磯部、日野
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

エコ・パワー株式会社
「猿払村及び浜頓別町における風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

(1) A区域

A区域については、本事業の実施により、以下の環境影響が懸念される。

- ・多くの渡り鳥や猛禽類等の重要な種の餌場、越冬地、繁殖地等となっている湿地、河川、海岸等が広く存在しており、これら重要な鳥類の生息環境の劣化等が懸念される。特に海岸沿いの地域は鳥類の渡りの経路と重複する可能性が高く、渡りをする鳥類への影響が懸念される。
- ・絶滅のおそれのある魚類であるイトウをはじめ、コウモリ類等の哺乳類、昆虫類、爬虫類等の重要な動物種の生息地を含んでいる可能性があり、これら動物種への影響が懸念される。
- ・重要な植物種の主要な生育環境又は重要な植物群落が存在しており、本事業の実施による植生や土地の改変により、これら重要な植物種の生育環境や特定植物群落の劣化等が懸念される。
- ・区域内に眺望点や景観上留意すべき場所が近接しており、これら施設からの景観の影響が懸念される。
- ・区域内に北海道自然環境保全指針による指定地域等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら活動の場への影響が懸念される。
- ・区域内に病院、学校、住居地区等が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら施設に対する風車の影による影響が懸念される。
- ・湿地等の脆弱な自然環境が広く分布しており、生態系保全の観点から、本事業の位置又は配置によっては、造成等の施工による一時的な影響及び土地の改変による影響が懸念される。

このため、本事業の位置又は配置の決定にあたって、以下の点（以下「A区域に対する指摘事項」という。）に配慮し、その決定に反映すること。

- ・鳥獣保護区や湿地、河川、海岸等の餌場・繁殖地等を避けるとともに、可能な限り当該地点から距離を確保すること。鳥類の渡りに関する調査及び予測を行い、その結果に対する専門家等からの意見を聴取した上で、鳥類の渡りに対しての重大な環境影響の有無を評価すること。調査に当たっては、その

方法について専門家等からの意見を聴取し、飛翔経路や飛翔日の変動に対応できるよう長期間にわたり定量的な調査を行うこと。

- ・ 特別天然記念物であるタンチョウや猛禽類等の鳥類の生息に関する調査及び予測を行い、その結果に対する専門家等からの意見を聴取した上で、鳥類に対しての重大な環境影響の有無を評価すること。調査に当たっては、その方法について専門家等からの意見を聴取し、既存文献で明らかになっている重要な種についての影響についても調査、予測及び評価の対象とすること。
- ・ 重要な動物種の生息地の可能性がある範囲を避けるとともに、可能な限り当該範囲から距離を確保すること。また、重要な動物種に関する調査及び予測を行い、その結果に対する専門家等からの意見を聴取した上で、重大な環境影響の有無を評価すること。調査に当たっては、その方法について専門家等からの意見を聴取し、既存文献で明らかになっている重要な動物種についての影響についても調査、予測及び評価の対象とすること。
- ・ 特定植物群落の範囲を避けるとともに、可能な限り当該範囲から距離を確保すること。また、重要な植物種に関する調査及び予測を行い、その結果に対する専門家等からの意見を聴取した上で、重大な環境影響の有無を評価すること。調査に当たっては、その方法について専門家等からの意見を聴取し、既存文献で明らかになっている重要な種についての影響についても調査、予測及び評価の対象とすること。
- ・ 自然林、草地、樹林等の植生の状況を十分把握し、自然度の高い地点を避けること。
- ・ 景観への重大な環境影響が生じる地点は避けること。
- ・ 北海道自然環境保全指針による指定地域等を避けるとともに、可能な限り当該地域等から距離を確保すること。
- ・ 病院、学校、住居地区等への風車の影に関する影響について、必要に応じて、調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を評価すること。
- ・ 造成等の施工による生態系への一時的な影響について、必要に応じて、調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を評価すること。
- ・ 土地の改変により重大な環境影響が生じないように配慮すること。

(2) B区域

B区域については、本事業の実施により、以下の環境影響が懸念される。

- ・ 多くの渡り鳥や猛禽類等の重要な種の餌場、越冬地、繁殖地等となっている湿地、河川等が広く存在しており、これら重要な鳥類の生息環境の劣化等が懸念される。特に、既存文献及び専門家等の意見のとおり、クッチャロ湖で越冬するコハクチョウや大規模なガン・カモ類等の渡り鳥の渡りの経路となっており、本事業の実施により、環境保全措置を講じたとしても、なお、

重大な環境影響を回避又は低減することは困難であり、これら鳥類の飛翔経路を遮断することによる重大な環境影響が生じるおそれが高い。

- ・絶滅のおそれのある魚類であるイトウをはじめ、コウモリ類等の哺乳類、昆虫類、爬虫類等の重要な動物種の生息地を含んでいる可能性があり、これら動物種への影響が懸念される。
- ・重要な植物種の主要な生育環境又は重要な植物群落が存在しており、本事業の実施による植生や土地の改変により、これら重要な植物種の生育環境や特定植物群落の劣化等が懸念される。
- ・日本の地形レッドデータブックに基づく重要な地形の存在が確認されており、本事業の位置又は配置によっては、これらへの影響が懸念される。
- ・区域内に北海道自然環境保全指針による指定地域等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら活動の場への影響が懸念される。
- ・区域内及びその周辺に病院、学校、住居地区等が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら施設に対する風車の影による影響が懸念される。
- ・湿地等の脆弱な自然環境が広く分布しており、生態系保全の観点から、本事業の位置又は配置によっては、造成等の施工による一時的な影響及び土地の改変による影響が懸念される。

このため、本事業の位置又は配置の決定にあたって、A区域に対する指摘事項（景観に関する事項を除く。）に加えて、以下の点に配慮し、その決定に反映するとともに、科学的・客観的な調査・予測・評価を行ったうえで、必要に応じて、B区域を事業実施候補区域の選定から除外する等計画の見直しをすること。

- ・鳥類の渡りの経路下を避けるとともに、可能な限り当該区域から距離を確保すること。
- ・重要な地形の有無について確認を行い、重要な地形が存在する場合は、これらの区域を避けるとともに、可能な限り当該区域から距離を確保すること。確認に当たっては、その方法について専門家等からの意見を聴取すること。

（3）C区域

C区域については、本事業の実施により、以下の環境影響が懸念される。

- ・多くの渡り鳥や猛禽類等の重要な種の餌場、越冬地、繁殖地等となっている湿地、河川、海岸等が広く存在しており、これら重要な鳥類の生息環境の劣化等が懸念される。特に、既存文献及び専門家等の意見のとおり、クッチャロ湖で越冬するコハクチョウや大規模なガン・カモ類等の渡り鳥の渡りの経路となっており、本事業の実施により、環境保全措置を講じたとしても、な

お、重大な環境影響を回避又は低減することは困難であり、これら鳥類の飛翔経路を遮断することによる重大な環境影響が生じるおそれが高い。

- ・ コウモリ類等の哺乳類、昆虫類、爬虫類等の重要な動物種の生息地を含んでいる可能性があり、これら動物種への影響が懸念される。
- ・ 重要な植物種の主要な生育環境又は重要な植物群落が存在しており、本事業の実施による植生や土地の改変により、これら重要な植物種の生育環境や特定植物群落の劣化等が懸念される。
- ・ 区域内に眺望点や景観上留意すべき場所が近接しており、これら施設からの景観の影響が懸念される。
- ・ 日本の地形レッドデータブックに基づく重要な地形の存在が確認されており、本事業の位置又は配置によっては、これらへの影響が懸念される。
- ・ 区域内に北海道自然環境保全指針による指定地域等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら活動の場への影響が懸念される。
- ・ 湿地等の脆弱な自然環境が広く分布しており、生態系保全の観点から、本事業の位置又は配置によっては、造成等の施工による一時的な影響及び土地の改変による影響が懸念される。

このため、本事業によるラムサール条約登録湿地であるクッチャロ湖に対する影響について、本事業の実施による当該湖から別の湿地等への鳥類の渡り経路の変更の可能性の有無を含めた包括的な調査及び予測を行い、ラムサール条約に登録された湿地としてのクッチャロ湖に影響が生じないことを明らかにすること。

これらを前提として、本事業の位置又は配置の決定にあたって、A区域に対する指摘事項（風車の影に関する事項を除く。）に加えて、以下の点に配慮し、その決定に反映するとともに、科学的・客観的な調査・予測・評価を行ったうえで、必要に応じて、C区域を事業実施候補区域の選定から除外する等計画の見直しをすること。

- ・ 鳥類の渡りの経路下を避けるとともに、可能な限り当該区域から距離を確保すること。
- ・ 重要な地形の有無について確認を行い、重要な地形が存在する場合は、これらの区域を避けるとともに、可能な限り当該区域から距離を確保すること。確認に当たっては、その方法について専門家等からの意見を聴取すること。

（４）D区域

D区域については、本事業の実施により、以下の環境影響が懸念される。

- ・ 多くの渡り鳥や猛禽類等の重要な種の餌場、越冬地、繁殖地等となっている湿地等が広く存在しており、またクッチャロ湖からの上昇気流を活用した鳥

類の飛翔や採餌行動が想定されることから、これら重要な鳥類の生息環境の劣化等が懸念される。

- ・ コウモリ類等の哺乳類、昆虫類、爬虫類等の重要な動物種の生息地を含んでいる可能性があり、これら動物種への影響が懸念される。
- ・ 重要な植物種の主要な生育環境又は重要な植物群落が存在しており、本事業の実施による植生や土地の改変により、これら重要な植物種の生育環境や特定植物群落の劣化等が懸念される。
- ・ 区域内に眺望点や景観上留意すべき場所が近接しており、これら施設からの景観の影響が懸念される。
- ・ 日本の地形レッドデータブックに基づく重要な地形の存在が確認されており、本事業の位置又は配置によっては、これらへの影響が懸念される。
- ・ 区域内に北海道自然環境保全指針による指定地域等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら活動の場への影響が懸念される。
- ・ 湿地等の脆弱な自然環境が広く分布しており、生態系保全の観点から、本事業の位置又は配置によっては、造成等の施工による一時的な影響及び土地の改変による影響が懸念される。

このため、本事業の位置又は配置の決定にあたって、A区域に対する指摘事項（風車の影に関する事項を除く。）に加えて、以下の点に配慮し、その決定に反映すること。

- ・ クッチャロ湖側斜面のうち鳥類の生息環境（餌場、移動経路等を含む。）を避けるとともに、可能な限りクッチャロ湖と当該区域との間の距離を確保すること。
- ・ 主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、主要な眺望点周辺を避けるとともに、可能な限り距離を確保すること。
- ・ 重要な地形の有無について確認を行い、重要な地形が存在する場合は、これらの区域を避けるとともに、可能な限り当該区域から距離を確保すること。確認に当たっては、その方法について専門家等からの意見を聴取すること。

（5）E区域

E区域については、本事業の実施により、以下の環境影響が懸念される。

- ・ 多くの渡り鳥や猛禽類等の重要な種の餌場、越冬地、繁殖地等となっている湿地、河川、海岸等が広く存在しており、これら重要な鳥類の生息環境の劣化等が懸念される。特に、既存文献及び専門家等の意見のとおり、多数のオオワシ、オジロワシ等の海ワシ類の越冬が確認されており、本事業の実施により、環境保全措置を講じたとしても、なお、環境影響を回避又は低減する

ことは困難であり、これら鳥類の生息地に対する重大な環境影響が生じるおそれが高い。

- ・ コウモリ類等の哺乳類、昆虫類、爬虫類等の重要な動物種の生息地を含んでいる可能性があり、これら動物種への影響が懸念される。
- ・ 重要な植物種の主要な生育環境又は重要な植物群落が存在しており、本事業の実施による植生や土地の改変により、これら重要な植物種の生育環境や特定植物群落の劣化等が懸念される。
- ・ 区域内に北海道自然環境保全指針による指定地域等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら活動の場への影響が懸念される。
- ・ 区域内及びその周辺に住居地区等が存在しており、本事業の位置又は配置によっては、これら施設に対する風車の影による影響が懸念される。
- ・ 湿地等の脆弱な自然環境が広く分布しており、生態系保全の観点から、本事業の位置又は配置によっては、造成等の施工による一時的な影響及び土地の改変による影響が懸念される。

このため、本事業の位置又は配置の決定にあたって、A区域に対する指摘事項（景観に関する事項を除く。）に加えて、以下の点に配慮し、その決定に反映するとともに、科学的・客観的な調査・予測・評価を行ったうえで、必要に応じて、E区域を事業実施候補区域の選定から除外すること等計画の見直しをすること。

- ・ オオワシ、オジロワシ等の海ワシ類の餌場の範囲（湿地、河川、草地、牧草地等を含む。）を調査し、それら餌場は避けるとともに、可能な限り当該区域から距離を確保すること。

2. その他

（1）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

環境保全措置を講じたとしても、なお、環境影響を回避又は低減することは困難である場合には、事業実施候補区域の変更を基本として事業計画の見直しを行い、本事業の構造・配置又は位置・規模の決定に反映すること。

（2）複合的な影響

事業実施候補区域の周辺には、既に他事業者による風力発電設備が設置・供用されていることから、これら風力発電設備のうち本事業との複合的な環境影響が想定されるものについては、本事業との複合的な環境影響について予測及び評価を行うこと。

また、複数の事業実施候補区域において事業を実施する場合には、各区域間による複合的な影響についても予測及び評価をすること。

(3) 地元意見の反映

今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すこと。

(4) 環境影響評価図書の十全性の確保

今後、環境影響評価図書を作成する際には、環境影響評価に係る信頼性を低下させることがないように、内容を十分に確認してから公表・送付等を行うこと。